

第6章

障害福祉計画（第7期）

（第3期障がい児福祉計画を含む）

1 令和8年度における成果目標

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する。
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減する。
- 令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

	令和4年度末 時点の実績	令和8年度末 目標値
A 施設入所者数	45人	42人
B 地域生活移行数 (移行率 B/A)		3人 (7.1%)
C 減少(見込み)数 (削減率 C/A)		3人 (7.1%)

（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となるよう、令和8年度末における目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあたっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

【国の基本指針】

- 保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定する。
- 現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用、地域生活への移行後に地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

項目	目標値
精神障害に対応した協議会の開催	5回/年
精神障害に対応した協議会への参加者数	40人
精神障害に対応した協議会の評価の実施	1回
精神障がい者のサービス利用者数の見込み	見込み量に別掲

(3) 地域生活支援の充実

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度末における目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）する。
- 機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証する。
- 強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

項目	目標及び目標値
地域生活支援拠点等の整備	整備
コーディネーターの配置	配置
障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置
支援ネットワーク等による効果的な支援体制	整備
緊急時の連絡体制の構築	整備
運用状況の検証	1回
強度行動障がい者に関する支援体制の整備	整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業所について、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。

	令和3年度末 時点の実績	令和8年度末 目標値
一般就労移行者数	2人	3人
(うち就労移行支援事業)	(2人)	(2人)
(うち就労継続支援A型事業)	(0人)	(0人)
(うち就労継続支援B型事業)	(0人)	(1人)

② 就労定着支援事業の利用者数

【国の基本指針】

- 就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とする。

	令和3年度末 時点の実績	令和8年度末 目標値
就労定着支援事業の利用者数	1人	4人

③ 就労定着支援事業による就労定着率

【国の基本指針】

- 就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5部以上とする。

項目	目標値
令和8年度における全就労定着支援事業所数に占める 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	25%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

- ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<p>【国の基本指針】</p> <p>○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村及び圏域に1か所以上設置する。</p> <p>○令和8年度末までに、市町村に、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。</p>
--

項目	目標及び目標値
児童発達支援センターの設置	1か所
障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制の構築	整備

- ② 主に重症心身障がい児を支援する児童通所事業所の確保

<p>【国の基本指針】</p> <p>○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村及び圏域に1か所以上設置する。</p>
--

項目	目標値
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所

- ③ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場設置及びコーディネーターの配置

<p>【国の基本指針】</p> <p>○令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを各市町村及び圏域に配置する。</p>
--

項目	目標及び目標値
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	整備
医療的ケア児等に関するコーディネーター	2人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

【国の基本指針】

○令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを各市町村及び圏域に設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

項目	目標値
基幹相談支援センターの設置	1か所
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数	36件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	18件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取り組み実施回数	6回
基幹相談支援センターによる個別事例の検証実施回数	6回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置	2人

② 協議会の体制確保

【国の基本指針】

○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、必要な協議会の体制を確保する。

項目	目標値
相談支援体制の協議会における個別事例の検討実施回数及び参加機関数	6回 9機関
相談支援体制の協議会における専門部会の設置数及び実施回数	1か所 12回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 必要とする障害福祉サービスの提供

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

② 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

市職員等は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加に努めます。

③ 障害福祉サービスの利用状況の把握及び検証

市職員等は、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望まれます。

④ 自立支援審査支払等システムの活用

自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤を無くするための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要です。

⑤ 意思決定支援の適切な実施

障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、支援者に対する意思決定支援に関する研修を推進していくことが必要です。

⑥ 指導監査結果の関係市町村との共有

本市が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適切な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を整えます。

2 障害福祉サービスの見込み量

障害福祉サービスの見込み量については、第6期障害福祉計画（第2期障がい児福祉計画を含む）期間中における利用実績と、グループホーム等の結果及び今後の事業者の意向を踏まえ設定しています。

（1）訪問系サービス

① 居宅介護

障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスです。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由・知的障害・精神障害のため、常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスです。

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障がいのある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

④ 行動援護

知的障害又は精神障害によって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする障がい者等について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が居宅介護等の複数のサービスを受けることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。

【サービス見込み量】

種類	単位	実績見込み	本計画期間			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	時間	245	296	340	387	
	人	34	37	40	43	
重度訪問介護	時間	0	10	10	10	
	人	0	1	1	1	

同行援護	時間	21	36	42	42
	人	6	6	7	7
行動援護	時間	0	10	10	10
	人	0	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

※時間は月分とする。

(2) 日中活動系サービス

① 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障がいのある人について、障がい者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスです。

② 自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）は、病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人や、特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体に障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受ける事業です。利用期間は1年6か月と定められています。

③ 自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）は、病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神に障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受ける事業です。利用期間は原則2年間と定められています。

④ 就労選択支援

就労選択支援は、就労を希望する障がいのある人が就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。

⑤ 就労移行支援

就労移行支援は、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。利用期間は原則2年間と定められています。

⑥ 就労定着支援

一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定期間、事業所及び家族との連絡調整等の支援を行います。

⑦ 就労継続支援A型

就労継続支援A型は、企業等に雇用されることが困難な障がいのある人に雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

⑧ 就労継続支援B型

就労継続支援B型は、年齢、心身の状態その他の事情により引き続き通常の事業所に雇用されることが困難になった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人その他の企業等に雇用されることが困難な障がいのある人に就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

⑨ 療養介護

療養介護は、医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等を行うサービスです。

⑩ 短期入所

短期入所は、居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を受けるサービスです。

福祉型と医療型の2種類あり、主に医療的管理を必要とする方が医療型を利用します。

【サービス見込み量】

種類	単位	実績見込み	本計画期間			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	人日分	1,270	1,280	1,320	1,360	
	人	62	64	66	68	
自立訓練（機能訓練）	人日分	41	60	60	60	
	人	2	3	3	3	
自立訓練（生活訓練）	人日分	42	60	60	60	
	人	2	3	3	3	
（うち精神障がい者）	人	(1)	(2)	(2)	(2)	

就労選択支援	人		0	3	6
就労移行支援	人日分	128	160	180	200
	人	7	8	9	10
就労定着支援	人	1	2	3	4
就労継続支援A型	人日分	90	140	160	160
	人	5	7	8	8
就労継続支援B型	人日分	1,494	1,710	1,746	1,782
	人	93	95	97	99
療養介護	人	8	8	9	9
短期入所（福祉型）	人日分	42	70	75	80
	人	10	14	15	16
短期入所（医療型）	人日分	0	0	0	0
	人	0	0	0	0

※人日分は月分とする。

（３）障がい児日中活動サービス

① 児童発達支援

集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。

② 放課後等デイサービス

就学している障がいのある児童・生徒について、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

③ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービスです。

④ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障がい児に対して、居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

⑤ 障がい児相談支援

障がいのある児童について、児童福祉サービス等を利用するため、児童の心身の状況や環境、サービス利用についての意向等に基づいた障がい児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び見直しを行うサービスです。

⑥ 難聴児相談支援

聴覚障がい児を含む難聴児について、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し、切れ目のない相談支援を行うサービスです。

⑦ 医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターの配置を促進します。

【サービス見込み量】

種類	単位	実績見込み	本計画期間			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	人日分	158	189	196	203	
	人	24	27	28	29	
放課後等デイサービス	人日分	230	286	299	312	
	人	18	22	23	24	
保育所等訪問支援	人日分	0	1	1	1	
	人	0	1	1	1	
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	
	人	0	0	0	0	
障がい児相談支援	人	48	50	52	54	
難聴児相談支援	人	0	1	1	1	

※人日分は月分とする。

(4) 居住系サービス

① 共同生活援助

グループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅で、平日の日中は、日中活動系サービス等を利用します。

② 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受ける事業です。

③ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスです。

【サービス見込み量】

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人	33	43	45	47
(うち精神障がい者)	人	(17)	(21)	(22)	(23)
施設入所支援	人	45	44	43	42
自立生活援助	人	1	1	1	1
(うち精神障がい者)	人	(1)	(1)	(1)	(1)

※年度末の数値

(5) 相談支援サービス

① 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成及び見直しを行うサービスです。

② 地域移行支援

施設入所している障がいのある人または入院している精神に障がいのある人の地域生活に移行するための相談等を行うサービスです。

③ 地域定着支援

居宅等で単身で生活する障がいのある人が地域生活を継続していくための支援をするサービスです。

【サービス見込み量】

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	240	244	248	252
地域移行支援	人	0	1	2	3
(うち精神障がい者)	人	(0)	(1)	(2)	(3)
地域定着支援	人	0	1	2	3
(うち精神障がい者)	人	(0)	(1)	(2)	(3)

※年度末の数値

(6) その他

① ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを旨とするトレーニングです。

② ペアレントプログラム

育児に不安があり、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたプログラムです。

③ ペアレントメンター

自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた保護者のことです。

④ ピアサポート

自らの病気の経験を活かして、同じ境遇の仲間同士がお互いに助け合い、退院や地域での生活を応援することです。

【見込み量】

種類	単位	実績見込み	本計画期間			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数及び実施者数	人	0	0	1	2	
	人	0	0	1	2	
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1	2	
ピアサポート活動への参加人数	人	1	2	3	4	
障害福祉サービス等にかかる各種研修への参加者人数	人	20	25	30	40	

3 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業の見込み量については、第6期障害福祉計画（第2期障がい児福祉計画を含む）期間中における利用実績と、グループインタビュー等の結果及び今後の事業者の意向を踏まえ設定しています。

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	件	0	0	0	1

（2）自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	件	0	0	0	1

（3）相談支援事業

① 障がい者相談支援事業

障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

③ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難で支援が必要な障がいのある人に対して、入居に必要な調整などに関する支援や、家主等への相談・助言などを行い、障がいのある人の地域生活の支援を図ります。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
障がい者相談支援事業	か所	2	2	3	3	
基幹相談支援センター等機能強化事業	件	0	0	1	1	
住宅入居等支援事業	件	0	1	1	1	

（４）成年後見制度

① 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について助成を行います。

② 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
成年後見制度利用支援事業	人	0	1	1	2	
成年後見制度法人後見支援事業	件	0	0	1	1	

（５）意思疎通支援事業

意思疎通支援事業とは、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が社会参加を行う際に意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業	件	39	45	45	45

（6）日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業とは、障がい者(児)の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
自立生活支援用具	件	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	4	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	27	27	27	27
排泄管理支援用具	件	828	888	888	888

（7）住宅改修費

重度の身体障がいのある方が、在宅での生活を容易にするため、居住している住宅の改修をしようとする場合、その費用の一部を助成します。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修費	件	0	1	1	1

（8）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

【サービス見込み量】（年間）

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	0	1	1	1

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な視覚障がい者、全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者及び障がい児に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

【サービス見込み量】(年間)

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	3,812	3,990	4,060	4,130
	人	55	57	58	59

(10) 地域活動支援センター

〔Ⅰ型〕【事業内容】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施

【利用者数】1日あたり概ね20人以上

〔Ⅱ型〕【事業内容】雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

【利用者数】1日あたり概ね15人以上

〔Ⅲ型〕【事業内容】地域の障がい者のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、引き続き援護事業所実施

【利用者数】1日あたり概ね10人以上

【サービス見込み量】(年間)

種類	単位	実績見込み	本計画期間		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	人/日	2	4	4	4
	人	7	10	10	10
	か所	3	6	6	6
地域活動支援センターⅡ型	人/日	2	3	4	5
	人	5	6	7	8
	か所	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	人/日	3	4	8	10
	人	4	5	10	12
	か所	1	1	2	2

4 サービス見込み量確保のための方策

- ・ 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めた上で、広く情報提供を行う等により多様な事業者の参入を促進する等の工夫を図ります。
- ・ 訪問系サービス及び指定通所支援については、障がい者等の地域生活を支える基本事業であるため、市において事業を実施する事業所を最低1か所確保できるよう努めます。
- ・ 指定通所支援等については、指定通所支援等の事業を行う者に対して、障がい児に対する質の高い専門的な発達支援を行うことを徹底した上で、事業者の確保に努めます。
- ・ 指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の事業を行う事業所についてもその確保に努めます。
- ・ 訪問系サービスや指定通所支援を行う事業所を確保できない場合は、介護保険制度における訪問介護事業所や居宅介護支援事業所に対して、障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所としての指定を取るよう促すことや、共生型サービスの指定制度を周知することなどの工夫を行います。
- ・ 障がい者等が地域で安心して暮らしていくためには、介護者が病気等になったとき等に対応できる短期入所サービスの充実を図っていくことが重要であり、医療機関が実施する短期入所事業所を含めた指定短期入所事業所の確保に努めます。